

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ○概要及び人口構造

本町は山形県のほぼ中央部、山形盆地の西部に位置し、朝日山系より源を発して最上川に注ぐ月布川沿いに東西に細長い地形となっている。山間地が多く自然が豊かでラ・フランスやリンゴなどの果樹をはじめとした農産物の産出や、豊富な森林資源を活用した農林業が基盤産業として発展してきた。

本町の人口は、1950年（昭和25年）国勢調査の17,159人をピークに一貫して減少が続き、2020年（令和2年）国勢調査においては7,644人となり、ピーク時の人口の44.5%の水準となっている。また、将来推計人口においても、国立社会保障・人口問題研究所の数値では、2050年には3,990人となり2020年と比較して47.8%減少する見込みである。15歳から64歳までの生産年齢人口については、2020年の3,850人から2050年には1,661人となり半数を下回る見込みである。（図表1）

さらに、人口減少に加え、本町も含む寒河江公共職業安定所管内の令和4年度の有効求人倍率（有効求人数÷有効求職者数、パートタイムを含む）が1.36倍であり、コロナ禍前の平成29年度の1.20倍と比べても0.16ポイント上昇し、人材不足の状況となっている。（図表2）

##### ○産業構造

本町の産業別事業所数及び産業別従業者数については、平成26年経済センサス基礎調査によると第3次産業がどちらも過半数を占めている。（図表3、4）第2次産業の従業者数の割合が事業所数の割合に比べて顕著に大きくなっているのは、一社当たりの従業者数が他産業に比べて多いためであり、雇用面から見ても重要な産業であることが明らかである。また、町内総生産についても第2産業における割合が約4割を占めており、本町の産業構造の中核をなしているといえる。（図表5）さらに、これまで本町を支えてきた農林業は、時流に揉まれながらも本町の発展に重要な役割を果たしてきた。これは、第1次産業の産業別事業所数や従業者数が1%台であるのに対し、町内総生産は7.3%を占めていることから明らかであり、現在も主要な産業となっている。今後は、豊富な森林資源等に着眼した環境ビジネスの創出等や農産物の生産・加工・流通の各過程における設備の整備を促進する必要がある。

##### ○中小企業者の実態等

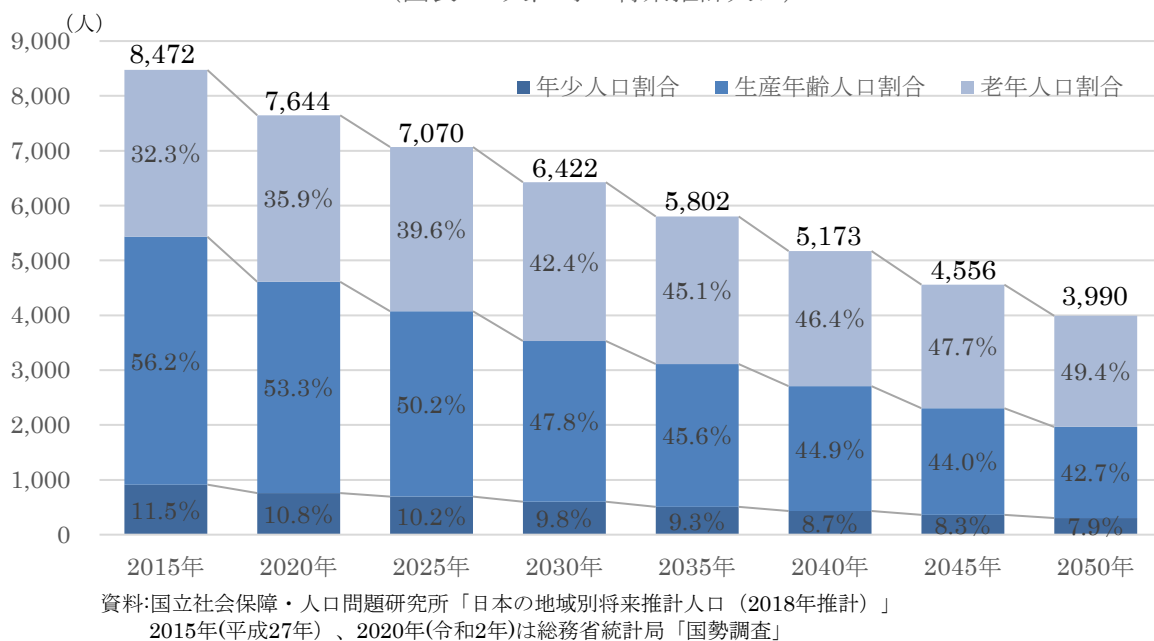
平成26年経済センサス基礎調査によると、本町の事業所397社のうち、大企業は1社のみで、ほぼ中小企業が占めている。近年では、多くの中小企業が就業者の高齢化や慢性的な人手不足、不安定な雇用等の問題を抱え、特に小規模な事業所については、事業主の高齢化や後継者不在のため事業承継が進んでいないという現実がある。また、中小企業が所有している設備は老朽化が進んでいることが多く、労働生産性が

伸び悩んでおり、このままでは、事業を継続できず廃業に至ってしまうことが危惧される。

このような事態を回避するためにも、有利な資金や国の補助金等を活用し、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へ更新することにより、中小企業者の労働生産性の飛躍的な向上を支援し、本町の商工業の維持・発展につなげていく必要がある。

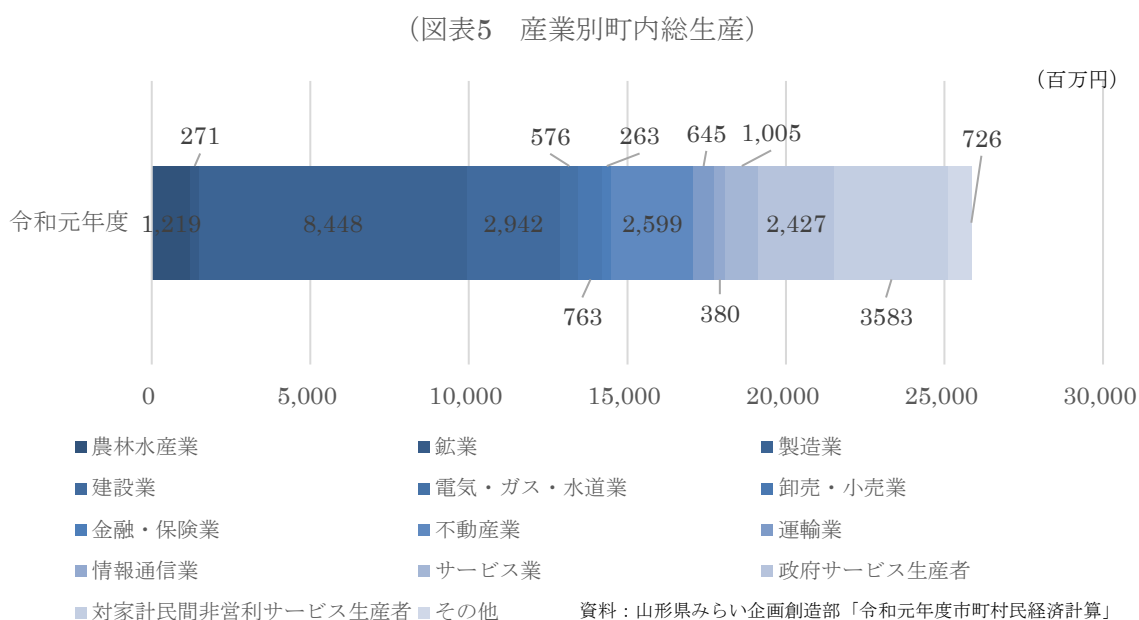
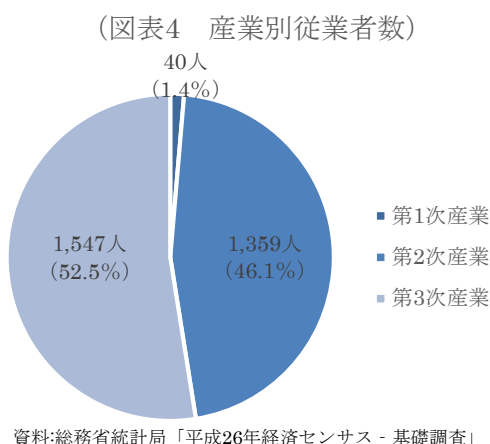
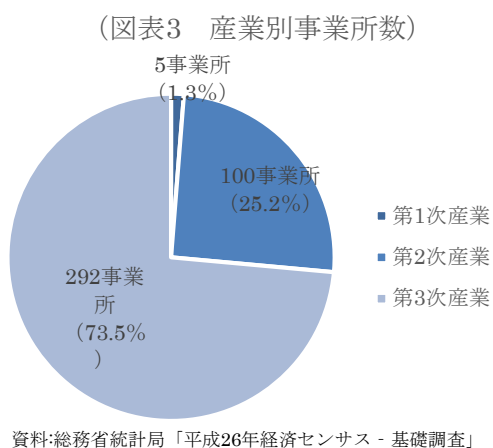
また、今後は、市場動向や消費者ニーズを的確に把握した商品の製造や販売、新商品・サービスの開発等により、特色ある地域産業の発展を促進していく。

(図表1 大江町の将来推計人口)



(図表2 寒河江公共職業安定所管内有効求人倍率)

|             | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 |
|-------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 月間有効求人数(人)  | 1,383  | 1,446  | 1,348 | 961   | 1,262 | 1,527 |
| 月間有効求職者数(人) | 1,157  | 1,160  | 1,186 | 1,250 | 1,227 | 1,126 |
| 有効求人倍率      | 1.20   | 1.25   | 1.14  | 0.77  | 1.02  | 1.36  |



## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、労働生産性が向上することはもちろん、労働環境の改善や雇用機会の創出、所得の向上なども見込まれることから、働きやすい大江町を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に4件(年2件)程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本町の産業は製造業やサービス業などの商工業、農業、林業と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、こうした各種産業の振興発展に努め、新たな雇用機会の拡大を図るためにも、中小企業者による生産性向上の実現が不可欠である。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

本町は東西に細長い形状をしており、製造業やサービス業などの商工業が盛んな町場と農業が中心の中央部、そして林業が主となる山間地に分かれているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象地域は全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

町場、中央部、山間地のそれぞれの地域で多様かつ特色ある産業が形成されていることから、本計画における対象業種は全てとする。

また、対象事業については、生産性向上に向けた事業者の取組が、製品の品質向上や量産化、時短化、生産コスト削減等を目的とした技術革新や、新製品の開発等、多様であることから、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば幅広く対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月19日～令和7年6月18日の2年間

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③町税を滞納している者については先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。
- ④公害や環境汚染の原因となる取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、地域社会や住民生活との調和共存に配慮する。
- ⑤森林の乱獲等による生態系の破壊に繋がる取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、豊かな自然環境の保存に配慮する。